

## 「いじめ防止基本方針」本校の取組みについて

### 1. いじめに対しての基本的な考え

生徒の安全、安心、健全な学校生活を保証するため、「いじめ」問題に関しては、いじめ防止基本方針を策定し、「いじめは絶対許さない」、「どの生徒にも起こり、加害者にも被害者にもなりうる」という認識を持ったうえで、「いじめ」の未然防止・対応については、組織的に対応いたします。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する生徒が、一定の人間関係にある他の生徒へ、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものを含む）であって、当該生徒が精神的、肉体的な苦痛を感じたものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条より)

### 3. 未然防止

- ・いじめの温床となる、ストレス（ひやかし・からかい等）の軽減に努めます。
- ・インターネット（パソコン・スマートフォン）の掲示板・SNS等の利用で、いじめに発展するケースが多いので、授業や講演会を通じて情報モラル教育を行います。
- ・学校・クラスにおける授業、行事等を通じて、生徒同士の絆が生まれるようにします。
- ・規律と活気ある集団を目指し、学校生活全般にわたり、生徒同士が認めあい、心が通じ合う様な機会を多くします。

### 4. 早期発見

- ・生徒理解のための研修会を開催し、生徒指導等のスキルアップを図ります。
- ・定期的なアンケート（年3回）・面談を実施して早期発見を目指します。
- ・カウンセラー・相談室（青空）等を設置し、生徒・保護者が相談しやすい環境を作ります。
- ・家庭との連携手段として、「いじめ」に関するリーフレット等、継続した情報発信を行います。

### 5. 早期対応

- ・教職員・生徒、保護者等からの情報・相談に対して、組織として速やかに対応します。
- ・いじめに対する組織（名称：いじめ対策・教育相談委員会）  
学校長・教頭・事務課長・生活指導部主任・保健衛生部主任・学年主任・担任・部活動顧問・カウンセラー、場合によっては学外各関係機関等を加え、情報の収集からアフターケアまでを行います。
- ・暴力、金銭問題等、社会通念上問題となるケースについては、関係機関と連携して対応する場合があります。

### 6. 保護者への連絡・連携

- ・被害者・加害者双方の保護者へ、速やかに連絡・報告を行います。
- ・被害者生徒・保護者への支援を行い、同時に加害者生徒・保護者への指導・助言も行います。

### 7. 重大事態とその対応

- ・いじめが原因で長期欠席・不登校に至った場合や重大事案と判断された場合は、特別委員会を設置し、日本大学の指導・支援のもと関係機関、専門家と相談・連携を図りながら対応します。その際、福島県にも報告します。
- ・いじめ問題が解決したと思われても、一定期間（3ヶ月程度）の経過観察期間を設け、継続した指導を行います。

### 8. 基本方針の点検・見直し

- ・基本方針に関しては、PDCAサイクルを取り入れ、成果が上がるように点検、見直しを継続的にを行います。